

## 大規模災害発生時における広島県管理公共土木施設の応急工事の実施に関する協定書

広島県を甲とし、広島県建設業協会連合会を乙として、甲と乙は、大規模災害発生時における甲が管理する公共土木施設の応急工事の実施に関し、次のとおり協定を締結した。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時における甲が管理する公共土木施設の応急工事の実施に関して、乙の協力が必要な場合の実施体制及び出動要請の方法等を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条に規定する公共土木施設

(2) 応急工事

ア 甲が管理する公共土木施設に被害が発生及び発生する恐れのある場合において、建設事務所長等が、緊急に実施する必要があると認める工事

イ その他、建設事務所長等が緊急に実施する必要があると認める工事

(3) 建設事務所長等

広島県行政機関設置条例（昭和39年3月31日条例第94号）第13条第1項に規定する建設事務所及び第14条第1項に規定する港湾振興事務所の長

(4) 乙の加入者

広島県建設業協会連合会会則（昭和30年4月1日制定）第5条に基づき乙を組織する協会の加入者

### (対象)

第3条 この協定の対象は、大規模災害により公共土木施設の被災が多発し、その地域の建設業者だけでは、応急工事を実施可能な建設業者の確保が困難となる恐れがあり、建設事務所長等が、応急工事の実施のために、乙の協力が必要であると認める場合とする。

### (実施体制)

第4条 乙は、応急工事の実施体制として、あらかじめ出動できる乙の加入者の編成表・連絡系統・保有する建設資機材等の数量及び出動方法を定めた実施体制報告書（以下、「報告書」という。）を作成し、甲に提出するものとする。なお、第10条第2項の規定に基づき、この協定の有効期間を1年更新した場合は、報告書の内容について年度当初に見直しを行い、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく実施体制に変更が生じた場合は、報告書の内容について変更を行い、速やかに甲に提出するものとする。

3 甲は、第3条に該当する場合には、乙に第1項に関する最新の報告書の提出を要請することができるものとする。また、乙は、その要請があった場合は、速やかに甲に報告書を提出するものとする。

### (出動要請)

第5条 甲が別に指定する者は、必要と認める場合には、前条の報告書に基づき、乙の加入者を選定し、出動を要請することができる。なお、要請は原則文書により行うが、緊急の場合は口頭又は電話等により行い、後日速やかに文書で出動要請手続きを行うものとする。

2 乙の加入者は、前項の要請があった場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

### (応急工事の実施)

第6条 乙の加入者は、前条の規定に基づく出動の要請があった場合は、甲が別に指定する者の指示により、速やかに応急工事を実施するものとする。

### (契約の締結)

第7条 建設事務所長等は、第5条の規定に基づく出動の要請に応じた乙の加入者と契約を締結するものとする。

### (応急工事の完了報告)

第8条 乙の加入者は、応急工事が完了した場合は、建設事務所長等に対し、口頭及び書面により完了報告を行うとともに、実施した応急工事の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により報告するものとする。

### (損害の負担)

第9条 応急工事の実施により生じた損害の負担は、甲及び乙の加入者が協議して定めるものとする。

### (有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1箇月前までに、甲又は乙からなんらの意思表示がない場合は、更に1年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

### (疑義の解決)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

平成25年12月20日

甲 広島県  
代表者 広島県知事

湯崎英彦



乙 広島市中区八丁堀11-28  
広島県建設業協会連合会  
代表者 会長

後藤文好

